2　市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている婚姻内親王等が皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは、その者の法第七条各号に掲げる事項を記載した住民票を作成し、又はその属する世帯の住民票にその者に関する同条各号に掲げる事項の記載をするとともに、その者の前項の規定により読み替えて適用する同条各号に掲げる事項を記載した住民票（その者が属する世帯について世帯を単位とする住民票が作成されている場合にあつては、その住民票の全部又は一部）の消除をしなければならない。

3　宮内庁長官は、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第二条に規定する事務を管理し、又は執行するに当たつて、婚姻内親王等の住民票の記載等をすべき事由があることを知つたとき（法第四章の規定による届出に基づき市町村長が住民票の記載等をすべき場合及び第一項の規定により読み替えて適用する法第九条第二項の規定により市町村長が通知すべき場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を当該婚姻内親王等が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通知しなければならない。

附　則

この政令は、皇室典範等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十六号）の施行の日から施行する。

総務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　高市　早苗

恩給給与規則及び国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百八十二号

恩給給与規則及び国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十八条ノ二及び国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）第二十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（恩給給与規則の一部改正）

第一条　恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

前条及前二項ノ規定ハ恩給ノ改定ヲ請求スル場合ニ之ヲ準用ス

第二条ノ七第二項中「、先順位者ノ受ケタル普通恩給証書」を削り、同条第四項中「普通恩給証書及」を削る。

第二条ノ八第一項第一号中「普通恩給証書」を「其ノ者ガ普通恩給ノ給与ヲ受ケタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書」に改める。

第二条ノ九中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第二条ノ十第二項中「傷病賜金ノ裁定通知書」を「傷病賜金ヲ受ケタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書」に改める。

第二条ノ十一第三号中「依ル普通恩給」及び「当該普通恩給」の下に「又ハ一時恩給」を加え、「普通恩給証書、法律第百五十五号附則ノ規定ニ依ル一時恩給ヲ受クルノ権利ヲ取得シタル者ニシテ当該一時恩給ノ裁定ヲ経タルモノニ在リテハ」及び「及当該一時恩給ヲ返還スルヤ否」を削る。

第二条ノ十二中「左ノ書類」を「請求者ガ帰国シタル年月日ヲ明瞭ニシ得ル官公署ノ証明書」に改め、同条各号を削る。

第二条ノ十三中「ニ恩給証書」、「添附シ」及び「之ヲ」を削る。

第三条ノ二を次のように改める。

第三条ノ二　削除

第三条ノ三第一項第一号中「恩給証書及」を削り、「並ニ」を「及」に改め、同項第二号中「恩給証書及」を削る。

第七条第三項を削る。

第八条第一項第一号中「其ノ恩給証書並」を削り、同条第二項中「前項第一号ノ場合ニ、前条第二項及第三項ノ規定ハ前項第二号」を「前項」に改める。

第十条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項第二号中「前項第三号」を「前項第二号」に改め、同項第三号中「前項第四号」を「前項第三号」に改める。

第十条ノ三を次のように改める。

第十条ノ三　削除

第十条ノ六中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第十条ノ七第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。

第十条ノ九第一項中「扶助料証書及」を削る。

第十条ノ十第三項中「第一項ノ」を「前項ノ」に、「ハ第一項」を「ハ前項」に改め、同条第二項を削る。

第十一条ノ二第一項第一号中「扶助料証書及」を削り、「並」を「及」に改め、同項第二号中「扶助料証書及」を削る。

第十一条ノ三第一項第一号中「扶助料証書及」を削り、「並」を「及」に改め、同項第二号中「扶助料証書及」を削る。

第十一条ノ四第一項第一号中「扶助料証書」を削り、同項第二号及び同条第二項中「扶助料証書及」を削る。

第十五条第一項第一号中「其ノ恩給証書並」を削る。

第十九条ノ四を削る。

第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

第二十六条ノ二を削る。

第二十九条ノ二第一項中「（裁定告知書ヲ含ム以下同ジ）」を削る。

第三十四条ノ三第二項中「前項」を「前項各号」に改め、同項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ差出スベキ同項各号ニ規定スル書類ノ全テヲ裁定庁ノ承認ヲ以テ代ヘタルトキハ恩給受給権存否ノ調査ニ関スル申立書ハ之ヲ差出スコトヲ要セズ

第五章の章名中「返還及」を削る。